

報道関係者各位

令和8年9月11日
山梨県森林環境部大気水質保全課
課長 野中 俊宏
電話 055-223-1513 (内線 6400)

中部横断自動車道（長坂～八千穂）に係る環境アセス（準備書）について ～公聴会の開催及び公述人の募集～

県では、山梨県環境影響評価条例に基づき、準備書（※）について住民の皆様から環境保全の見地からの意見を聴くための公聴会を開催することとし、公聴会にて意見を述べようとする者（公述人）の募集を行います。

※ 準備書：事業者が実施した環境影響評価（調査・予測・評価・環境保全措置）の検討結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方をまとめた書類

事業者は、準備書を作成した場合、住民から寄せられた意見の概要及び事業者の見解を示した書類（意見概要書等）を県に提出します。

県は、意見概要書等の提出があったときは、公聴会を開催して公述人の意見を聞くとともに、公述人や関係市長、山梨県環境影響評価等技術審議会等の意見を踏まえて、環境の保全の見地から事業者の知事意見を述べることとなります。（準備書手続（裏面参照））

1. 公述人の募集

公述人の申出方法：意見の要旨等を記載した書面を知事に提出（別添要領参照）

申出期間：令和8年9月16日（水）～10月22日（木）
（※当日消印有効）

申出先：山梨県森林環境部大気水質保全課

書面提出方法：郵送（※）、ファクシミリ、電子メール、持参

2. 公聴会の開催予定（公述人の申出がない場合は中止となります。）

開催日時：令和8年11月7日（土）及び8日（日）
10:00～（終了予定時刻16:30）

※公述人の数等により、終了予定時刻より早く終了することがあります。

開催場所：大泉総合会館（北杜市大泉町西井出3164-1）

3. 今後の予定

- 意見概要書等の提出があった際は、縦覧について改めてプレスリリースを行います。
- 公述人の申出があった場合にも、公聴会の開催について改めてプレスリリースを行います。
- 事業者は、知事等からの意見に配慮して事業計画及び環境の保全のための措置について再検討を行い、「評価書」を作成します。

＜参考＞準備書手続

（１）【環境影響評価手続の流れ】



※①方法書：環境影響評価（調査・予測・評価）の実施方法をまとめたもの

（２）【②準備書手続の流れ】

- １．準備書公告・縦覧及び住民意見募集（事業者）
- ２．住民等説明会開催（事業者）
- ３．意見概要書等の送付（事業者→県）
- ４－１．意見概要書・見解書の縦覧、公述人募集、公聴会開催（県）
- ４－２．環境影響評価等技術審議会開催、北杜市長への意見照会（県）
- ５．知事意見通知（県→事業者）【期限：意見概要書等が送付された日から１２０日以内】

「(仮称) 韮崎都市計画道路 1・4・1号 双葉・韮崎・清里幹線
(仮称) 佐久都市計画道路 1・4・1号 南牧佐久線」
環境影響評価準備書に係る公聴会実施要領

目 的 当該事業の準備書について環境保全の見地からの意見を求める
開催日時 令和8年11月7日(土)・8日(日) 10:00~16:30※1
会 場 大泉総合会館(北杜市大泉町西井出3164-1)

※1 公述申出がない時、天災等により開催が不可能な時などは、開催しません。

1. 公述人の申出方法について

公聴会において意見申述を希望する方は、次により意見の要旨等を記載した書面を知事に提出してください。

(1) 記載事項：

ア 公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び住所
(法人その他の団体にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
※日中連絡可能な連絡先についても記載願います。

イ 対象事業の名称

ウ 公聴会において述べようとする意見の要旨※2

※2 公聴会で述べる意見の対象は、山梨県区間に関するものです。

(2) 申出期限：令和8年10月22日(木)(当日消印有効)

(持参の場合は、10月22日(木) 17時15分)

(3) 申出先：

山梨県森林環境部大気水質保全課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

電 話 ： 055-223-1513

F a x ： 055-223-1512

e-m a i l : taiki-sui@pref.yamanashi.lg.jp

(4) 書面提出方法：郵送、持参、ファクシミリ、電子メール

2. 公述人の選定について

- ・知事は、申出があった者から、公聴会に出席して意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)を選定します。
- ・選定にあたっては、意見の内容、提出された順番を考慮して行います。
- ・公述人に選定された方には、開催日前日から起算して3日前(11月2日(月))までにその旨を通知します。
- ・公聴会での発言時間を定めた場合には、公述人の選定と併せて通知します。

3. 留意事項

- ・この公聴会は、準備書についての環境保全の見地からの意見を求めるために開催するものであり、単に事業の是非や賛成・反対の意見を述べることはできません。
- ・公述人は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えた発言はできません。
- ・公述人が発言時間を超えて発言する時、公聴会の出席者が公聴会の秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をする時などは、その発言を禁止し、又は退場を命ずる場合があります。
- ・公聴会の秩序を維持するため、傍聴人に対して入場を制限し、又は退場を命ずる場合があります。

参考様式

< 意見要旨 >

公聴会において意見を述べようとする者の住所及び氏名 (法人その他の団体にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	住所	日中連絡可能な連絡先及び電話番号 ※公述人の連絡に必要です。必ず記入してください。
	氏名	連絡先 電話番号 携帯番号 E-mail(任意)
対象事業の名称	(仮称) 韮崎都市計画道路 1・4・1 号 双葉・韮崎・清里幹線 (仮称) 佐久都市計画道路 1・4・1 号 南牧佐久線	
公聴会において述べようとする意見の要旨(概要)	※この公聴会は、『準備書について環境の保全の見地からの意見』を求めるために開催されるものであり、単に事業の是非や賛成・反対の意見を述べることはできません。	

※ **公述人の申出期限** 令和 8 年 1 0 月 2 2 日 (木)

※ **書面の提出先**

提出先	山梨県森林環境部大気水質保全課
郵送	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目 6 - 1
F a x	0 5 5 - 2 2 3 - 1 5 1 2
電子メール	taiki-sui@pref.yamanashi.lg.jp

問い合わせ：山梨県森林環境部大気水質保全課 055-223-1513